

令和8年度 第1回倉吉市あらゆる差別をなくする審議会議事録

- 1 日 時 令和8年7月22日(水) 13:30～14:50
2 場 所 倉吉市役所本庁舎3階 303 会議室
3 出席者 委員 11 名(全委員 16 名)、事務局(市民生活部長、人権政策課3名)
4 概 要 ■:議長発言、○:委員発言

【審議事項】

- (1) 第6次倉吉市あらゆる差別をなくする総合計画の振り返りについて
(2) 倉吉市部落差別撤廃とあらゆる差別をなくする条例について(諮問)

5 内容

- ・会長あいさつ
- ・市民生活部長あいさつ

- (1) 第6次倉吉市あらゆる差別をなくする総合計画の振り返りについて

■審議事項(1)第6次倉吉市あらゆる差別をなくする総合計画の振り返りについて、事務局に説明を求める。

(事務局) 資料1に基づき説明。

■基本目標1「人権教育・同和教育の推進」について、意見を求める。

○(2)学校教育の推進

「差別はしてはいけない」ことに反射的に「YES」と言ってしまう児童生徒もある中で、数値を100%にするには、「どのような行為がいじめになるのか」深掘した議論になるような取組をしてはどうか。いじめのターゲットになった児童生徒が「いやだ」と思っても、いじめには当たらないケースもある。こどもたちが成長していく過程において、お互いの心身に影響を与える行為が日常茶飯事にある中で、「これはいじめだ。」「これはいじめではない。」といった議論を深めることで、いじめに当たるかどうかのリアルな境界線が見えてくる。

「いじめはだめだよね」>「YES」だけでなく、もう一段階ギアを上げて、いじめとはどういう行為なのか深掘りした議論が今後必要である。

○当事者側がいじめだと感じたら、それがいじめに当たるのかという点を含めて、どのようにすれば皆が気持ちよく過ごすことができるのか、外向きの矢印ではなく、内向きの矢印で考えることができるこどもを育てることが必要である。

先の委員のご意見のような学習は必要であるが、学校現場では学習時間が捻出できない。いじめに当たるかどうかを考える学習時間の大切さを校長会を通じて各学校に伝える。

(事務局)

・学校では年度当初に「いじめの定義」や「いじめ防止基本方針」を教職員が確認して、現場で対策を行っていただいている。「自己肯定感」について調べてみたところ、「自分にはいいとこ

ろがある」と自分を肯定することの率は、小学校で 87.9%、中学生で 86.1%で、令和4年度以降、一番高い数値である。自己肯定感が高いとほど、いじめをしないことに繋がる。引き続き、学校ではいじめの定義をしっかりと持ち、トラブルが生じた場合にはレベル感を保持した状態で対応をしていただきたいと考えている。

■基本目標2「人権啓発の推進」について、意見を求める。

○(2)行政・企業等における人権啓発の推進

人権・同和問題に関する市民意識調査(R6 年度)の「人権侵害を受けた場面はどこか」の問いで、「職場」(46.4%)が最も高い中、市内のそれぞれの企業で研修が行われていると思う。

この調査において、職場でおきている人権侵害の種類や企業での研修の内容が人権侵害の実態に合致しているのか。そのことを確認しなければならない。

■職場での人権侵害の種類は分かるか。

(事務局)

・「職場で人権侵害を受けた」と答えた人に限定して、人権侵害の種別を把握するクロス集計ができていないため、今後集計してみたい。

・企業の人権研修の内容は把握していない。倉吉市人権啓発企業連絡会等の関係機関と「人権侵害を受けた場面はどこか」の問いに対して、「職場」(46.4%)と答えた人の割合が最も高い事実を共有し、効果的な人権学習に取り組んでいただきたい。

○企業では、合理的配慮(障害者差別禁止法)の研修が多いと思うが、職場でおきやすい人権侵害に対応する研修を行った方が効果的である。

○職場で人権侵害を受けた人が、年代ごとにどのくらいなのか分かったら、何か見えてくるものがある。

(事務局)

・人権・同和問題に関する市民意識調査(R6 年度)結果において、年齢別に割合をお示している。30代、40代、50代、60代、70代の中で最も多いのが「職場」である。働く人の中では、人権侵害を受けた場面は「職場」が多い。

・企業の研修内容の把握は難しい。倉吉市人権啓発企業連絡会の会員企業の内容は把握できるが、その他の企業では難しい。

○三者合同研修会の会員企業は市内企業のごく一部である。小規模な企業では人権教育の担当が設置されていないばかりか、日々の業務の中で、研修時間の確保が難しく、人権研修を受ける機会がないと思う。

○倉吉市人権啓発企業連絡会では十分な時間を確保して研修が行われているが、多くの企業では研修時間の確保が難しく一斉での研修が難しいと思う。配布型の研修資料をつくる方法もある。

○集合型の研修が難しい場合は、タブレット端末の導入などで、それぞれの職員が空いている時間に学習する方法もある。

(事務局)

・倉吉商工会議所が会員企業向け情報誌(商工会議所だより)を配布されており、こうした機会を活用した広報の取組を考えてみたい。

■基本目標3「相談・支援体制の充実」について、意見を求める。

○(1)相談・支援体制の充実

無職の方、家事に従事されている方など、対外的な人間関係が少ない方が相談に繋がっていないかどうかを分析し、相談窓口の運営を意識することが大切である。

例えば、「こんなことは、人に相談することではない。」と思っている事が、実はかなり深刻な悩みであることも少なくない。「こんなことを相談しても、どうにもならない。」と思われぬように工夫した情報を盛り込んだ相談窓口の案内ができるか。

モデル的なやりとり(こんなことを相談したらこうなった)をいくつか例示した広報により、気軽に相談できる安心感を与えることができる。

(事務局)

・人権文化センターでは、人権問題に関する相談だけでなく、生活・教育・住宅など日常生活上の困りごとにも対応していることの周知が必要。委員ご提案の相談窓口の案内は、人権文化センターの館報や市のウェブサイト等を活用すれば可能であると思う。

○今後の方向性の中に訪問型アプローチとあるが、人権文化センター職員が訪問していくことを考えているのか。

(事務局)

・この取組は令和6年度からスタートした。地域での孤立を防ぐ観点からも、まずは職員が出かけていく事で人権文化センターを知っていただくことが、地域住民の支援に繋がっていく。今後も継続していきたい。

○人権文化センターのない地域において、十分な相談窓口の受け皿が必要である。

■委員の意見を踏まえて、今後の人権施策の取組を進めていただきたい。

(2) 倉吉市部落差別撤廃とあらゆる差別をなくする条例について(諮問)

・市民生活部長から会長へ諮問書手交

■審議事項(2)倉吉市部落差別撤廃とあらゆる差別をなくする条例について、事務局に説明を求める。

(事務局)

・資料2に基づき説明。

○改正案の第3条について、文言の順を入れ替えて、「してはならない。」を最後に持ってきた方がインパクトがある。「市民等は、差別をなくするために行動するよう努め、次に掲げる差別及び差別を助長する行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)をしてはならない。」とした方がいいと思う。

(事務局)

・第3条の条文について、審議会で出た意見を法制係に報告し、条文の修正を行いたい。

○県条例では罰則があるが、倉吉市の条例は理念法でいくのか。

(事務局)

・県は、インターネット上にかかる人権侵害に限り過料を課しており、それ以外の差別や人権侵害については過料を課していない。倉吉市で、インターネット上の人権侵害が起こったときは、市民は県条例を使って支援を受けることができる。インターネット上以外の差別や人権侵害に対しては県と同じ理念法である。今回の改正は、理念法のレベルを上げるもの。

○県で条例がつくられれば、鳥取市であろうが倉吉市であろうが一律になるのではないか。

県条例と同一でいいのではないか。市独自の条例は必要なのか。

(事務局)

・法律は全国一律であるが、条例は各自治体での決定事項である。倉吉市は条例改正で理念を上げ、県と連携することで、県条例とのレベルを合わせることが今回の改正理由である。

・県の罰則規定については、市の条例に加えなくても、県民であれば等しく県の支援を受けることができる。

○法律は国が制定する全国共通のルールであり、条例は地方自治体がその地域の実情に合わせて定めるルールである。条例は法律の範囲内で制定される必要があるため、両者が矛盾する場合は法律が優先される。国の法律が定める全国一律の基準では不十分な場合、自治体が地域の実情に合わせて、ギアを上げて「手厚くする」「丁寧にする」ケースもある。鳥取県の条例に馴染むように今回、倉吉市の条例を改正されようとしている。

○資料4ページ、第3条第2項第4号「門地等を理由に不当な取扱いを行う意思を示す行為」の中の「意思を示す行為」とはどのようなことか。

(事務局)

・行動はしていないが、不当な取扱いを行う意思を示す行為(思いを先導する行為)のこと。

■委員の意見を踏まえて、条例改正の手続きを進めていただきたい。

■その他、事務局から連絡事項があればお願いしたい。

(事務局) 次第資料 P6に基づき説明。

・資料に掲載している条例改正のスケジュールに基づき、手続きを進めていく。

・次の審議会の開催日まで、パブリックコメントの結果やパブリックコメントに対する市の考え方について、委員の皆様にお示ししたい。答申書案についても、事前に委員の皆様にお示しをした上で、審議会当日に答申の内容の審議をお願いしたい。